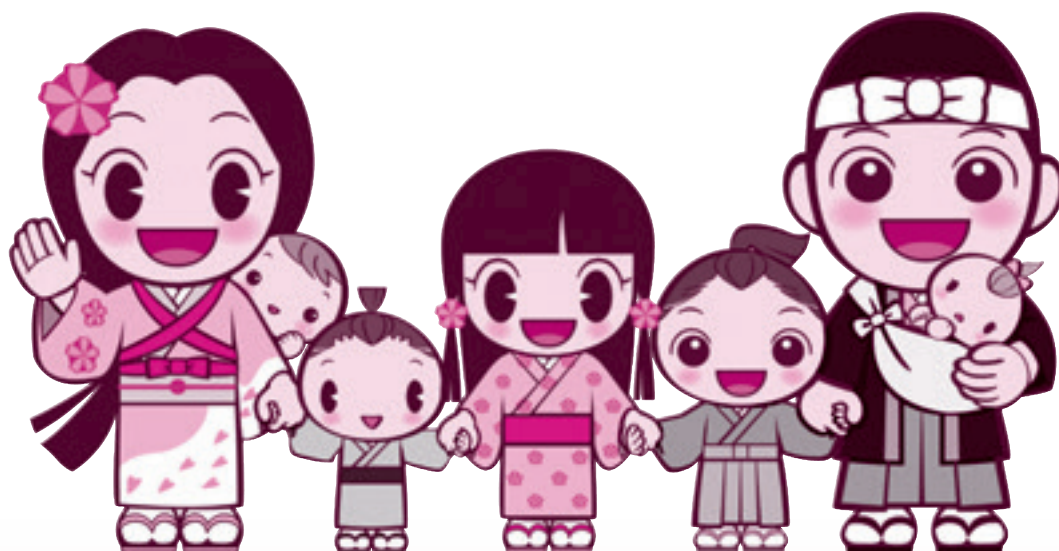


# 小山市 子ども・子育て支援事業計画

ダイジェスト版



政光くんと寒川尼ちゃんファミリー

平成27年3月

小 山 市

# 1 計画の策定にあたって

## 『子ども・子育て支援新制度』がスタートしました

「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じることができるために。」との願いを込めて、国では、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を成立しました。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

### 子ども・子育て関連3法とは

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法を含む）

## 『子ども・子育て支援新制度』のポイント

- 質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供
  - ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ります。
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
  - ・保育の場を増やし待機児童等を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 地域の子ども・子育て支援の充実
  - ・すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、学童保育クラブや親子が交流できる拠点の充実を図ります。

## 『小山市子ども・子育て支援事業計画』の策定

### ●子ども・子育てをめぐる環境の変化は多様化しています。

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な親族や近隣の住民から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になっています。

さらに、経済状況や企業経営を取り巻く社会情勢は厳しく、若年男性をはじめとする非正規雇用の割合が高まり、共働き家庭も増加しています。

一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、

女性の出産に伴う離職も多い状況にあります。このような子育て家庭を取り巻く環境の変化は、就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を高めています。

### ●小山市子ども・子育て支援事業計画

本市では、平成 17 年 3 月に、次世代育成支援対策推進法に基づく「小山市子育て支援等施策基本計画（前期計画）」の策定を経て、平成 22 年 3 月には同計画の後期計画を策定し、次代の社会を担い、明るい未来をもたらしてくれる子どもたちの子育てを、地域社会全体で応援することを目標とし、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めてきました。

子どもの育ちや子育てが置かれている環境が大きく変化する中、本市においては、子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供するとともに、延長された次世代育成支援対策に係る施策を継続的に推進するために、「小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

#### 小山市 子ども・子育て支援事業計画 【5か年計画】

- ・次世代育成支援行動計画
- ・母子及び父子並びに寡婦自立促進計画
- ・子どもの貧困撲滅5か年計画

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。また、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「母子及び父子並びに寡婦自立促進計画」として位置付けるとともに、「子どもの貧困撲滅5か年計画」を包含するものです。

■計画の期間 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。

## 2 計画の基本理念と視点

この計画の基本理念と視点は、本市の上位計画である「小山市総合計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「小山市子育て支援等施策基本計画」に掲げられているテーマを引き継ぎ、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### 基本理念

元気に安心して暮らせ、育む喜びを感じるまち おやま

### 基本的視点

- I 子育てをしているすべての親が安心して子育てを楽しむために
- II 働きながらもゆとりをもって子育てをするために
- III 命を育むことに夢と希望を持てる親となるために

# 3 計画の推進方策

## 1 教育・保育（1～3号）

※「1 教育・保育（1～3号）」「2 地域子ども・子育て支援事業」については、平成25年度に市民を対象として実施した「子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」の結果を勘案して計画を立てています。

### ■ 1～3号 認定区分について

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

認 定 区 分	給 付 の 内 容	利用する施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第1号〕	●教育標準時間*	幼稚園 ----- 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第2号〕	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第3号〕	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園 ----- 小規模保育等

\*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

### (1) 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定）

利用児童数の見込みの推移を踏まえ今後も現状のレベルの定員を確保し十分に対応します。

### (2) 保育園（所）など（2号認定、3号認定）

認定こども園や認可保育園を整備し、量の確保に努めます。

（単位：か所）

	H26年度 (実績)	H27年度		H31年度
認 定 こ ど も 園	0	1	→	12
幼 稚 園	20	19		7
保 育 園 ( 所 )	34	33		33
計	54	53		52

## 2 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、学童クラブや一時預かり事業など、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

	H26年度 (実績)	H27年度		H31年度	事業概要
(1) 利用者支援事業					教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、育児の相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
事業箇所数(か所)	1	1	→	1	
(2) 延長保育事業					保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育園(所)において保育を実施します。
事業箇所数(か所)	27	27	→	38	
(3) 放課後児童健全育成事業					保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 学童保育クラブ及び一部幼稚園・保育園で実施します。
事業箇所数(か所)	56	61	→	66	
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)					保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
事業箇所数(か所)	2	2	→	2	
(5) 乳児家庭全戸訪問事業					生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
事業数	1	1	→	1	
(6) 養育支援訪問事業					養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
事業数	1	1	→	1	
(7) 地域子育て支援拠点事業					乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
事業箇所数(か所)	8	8	→	8	
(8) ①一時預かり事業(幼稚園型)					主に幼稚園の在園児を対象にした教育時間後に預かる事業です。
事業箇所数(か所)	20	20	→	19	
②一時預かり事業(その他)					家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園(所)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。
事業箇所数(か所)	26	26	→	38	
(9) 病児・病後児保育事業					病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。
事業箇所数(か所)	3	3	→	4	
(10) ファミリー・サポート・センター					子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
事業数	1	1	→	1	
(11) 妊婦健康診査					妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行います。
事業数	1	1	→	1	

### 3 幼児期の教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保

本市では、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の普及を図るとともに、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。さらに、認定こども園、幼稚園、保育園（所）及び小学校が連携し、子どもの健全な成長を目指すことを目的とした、小山市幼児教育連絡協議会を引き続き設置し、研修会、意見交換・情報の共有化などを通じて教師や保育士の指導力の向上を図ります。

- (1) 認定こども園の普及
- (2) 質の高い幼児期の教育・保育や地域の子育て支援の役割及び推進方策
- (3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策（幼保小連携）

### 4 地域・家庭における子育て支援サービスの推進

情報提供・相談支援を推進するとともに、未就園の乳幼児のいる子育て世帯への支援として、親子の交流・仲間づくりや育児相談・情報提供ができる地域の子育て支援拠点や子育てひろばを推進します。

#### 【主な事業】

- 子育て支援相談室「ほほえみ」 ○地域の子育て支援拠点事業 ○子育てひろば事業
- 子育て支援総合センター ○家庭児童相談事業 ○妊娠・出産・育児期における相談・支援

### 5 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携

深刻な社会問題となっている児童虐待に対する取組を強化するとともに、ひとり親家庭の自立支援や障がい児保育など、子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援を関係機関との連携により推進します。

#### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### 【主な事業】

- おやま生まれのオレンジリボン・キャンペーン事業
- 要保護児童等対策地域協議会 ○要支援児童生活応援事業 ○虐待被害者等緊急時安全確保事業

#### (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

#### 【主な事業】

- 経済的支援 ○就業支援 ○生活支援 ○相談・情報提供 ○母子寡婦福祉団体の活動支援

#### (3) 障がい児施策の充実等

#### 【主な事業】

- のびっこクラス ○乳幼児二次健診（のびっこ発達相談） ○児童発達支援
- 放課後等デイサービス ○日中一時支援事業 ○自立支援医療
- 教育・保育施設における障がい児の受け入れの推進 ○保護者同士の交流の支援

## 6 職業生活と家庭生活との両立の推進

働きたい人が仕事と生活を両立させるためには、仕事や子育て、家庭生活などバランスのとれた環境が必要です。子育て支援などの社会的基盤の整備やワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境の改善、労働者・事業主の意識改革など多面的な取組を推進します。

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

#### 【主な事業】

- ファミリー・サポート・センター事業
- 育児休業取得への環境整備
- 妊娠中・出産後等における弾力的な就業時間運用への啓発
- ワーク・ライフ・バランスの推進

## 7 次代を担う子どもの健全育成事業の推進

地域社会の中で、放課後等にすべての子どもたちが安全で健やかに成長できる居場所づくりを推進することが求められています。また、子どもたちが命の大切さを理解し、命を育むことに夢と希望を持つことや、子どもの事故や犯罪等の被害から守るための取組を、地域や関係機関等の連携により進める必要があります。

### (1) 放課後子ども総合プラン事業の推進

#### 【主な事業】

- 学童保育クラブ及び放課後子供教室の整備
- 学童保育クラブ及び放課後子供教室の一体的または連携による実施
- 小学校の余裕教室の活用
- 学童保育クラブの開所時間の延長

### (2) 子育てに関わる経済的負担の軽減と医療費の助成

#### 【主な事業】

- 児童手当の支給
- 幼稚園・保育園（所）における経済的支援
- 医療費の助成

### (3) 子どもを事故や犯罪から守るための活動の推進

#### 【主な事業】

- 交通安全対策の推進
- 防犯対策の推進
- 防犯カメラの設置

### (4) 命の育みと尊さを学ぶ機会の充実

#### 【主な事業】

- 「命の尊さ」を学ぶ機会の充実
- 中学生ピアカウンセリングの実施
- 思春期保健講座の実施
- 思春期保健関係者会議の開催
- 学校・専門職等が連携した性に関する指導

### (5) 結婚活動応援事業の推進

#### 【主な事業】

- 情報の提供
- 人材の育成
- 出会いの場の創出
- 学校・専門職等が連携した性に関する指導

## 8 子どもの貧困対策の推進「子どもの貧困撲滅5か年計画」

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長し、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り開いていけるようにすることが必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくありません。

本市では、子どもの貧困対策を重点課題として、貧困撲滅に向けて、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組むため「子どもの貧困撲滅5か年計画」を策定し、総合的な貧困対策を推進します。

### 【主な事業】

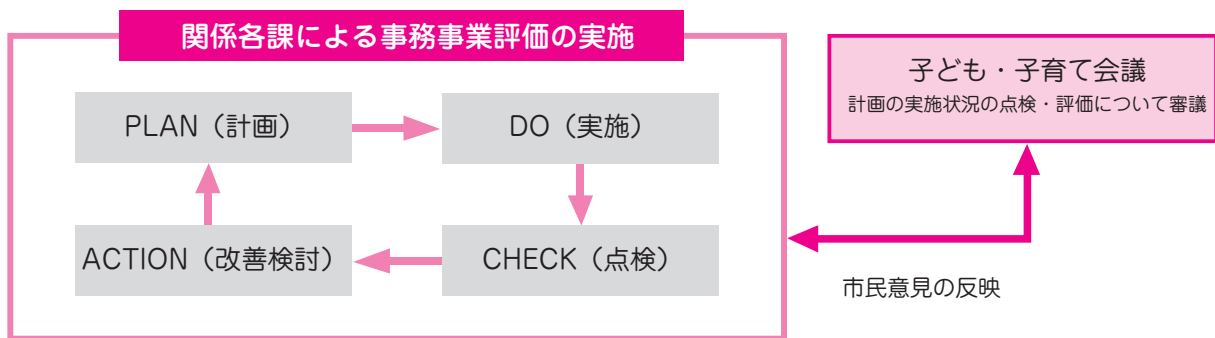
- 早期発見
  - ・スクールソーシャルワーカーによる巡回相談
  - ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置・総合相談事業の実施 など
- 生活支援
  - ・要支援児童生活応援事業 ・子ども貧困撲滅支援センター 生活応援事業 など
- 教育支援
  - ・学びの教室 ・子ども貧困撲滅学習支援事業 など
- 就労支援
  - ・ひとり親家庭の就労支援 など
- 経済的支援
  - ・ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成 など
- 支援体制の整備・充実
  - ・子ども貧困撲滅支援センター・スクールソーシャルワーカーによる相談支援 など

## 4 計画の推進体制と進捗管理

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）による効率的な行政運営を目指していきます。

また、「小山市子ども・子育て会議」において計画の実施状況の点検・評価について審議し、市民の意見を反映します。



### 小山市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

【発行】 小山市 【編集】 小山市 保健福祉部 こども課  
〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号（小山市保健福祉センター2F）  
TEL 0285-22-9604 FAX 0285-22-9670